

本木ジャガーズ会則・規約

- 1・目的 当クラブは軟式野球（小学生）を通して少年・少女の健全な育成をはかり、礼儀・人間関係・体力増進・精神力を目標にしており、生涯スポーツ向上に資することを目的とする。
- 2・所属 当クラブは足立区少年野球連盟（通称：足少連）に所属する。
- 3・活動日 年間を通じて土曜日・日曜日、及び祝日日に活動する。
- 4・活動内容 足少連の主催する各大会への参加
他団体が主催する大会及び交流大会への参加
足立区平野リーグ大会への参加
夏季合宿練習及び父母会との親睦会の開催
その他公式戦以外の他チームとの練習試合等の活動
- 5・活動場所 梅本グラウンド（西新井橋土手下）及び足立区立寺地小学校校庭を主な活動場所（練習場所）とし、大会・練習試合の場所は都内あるいは埼玉県各所への遠征となる。
- 6・移動手段 通常、練習・試合等近距離の場合は自転車移動とする。
移動が長距離移動となる場合、遠征先までは指導者・父母各位提供による車両移動または、自転車並走とする。自転車移動の際には部員はクラブより支給されるヘルメットの着用を義務付ける。
- 7・傷害保険 部員及び指導者は、当クラブ指定の傷害保険に加入する。
練習中、試合中及び遠征等の移動中は指導者が極力安全管理に努める。
但し、当クラブは当該傷害保険以上の責任を負うことはないものとする。

8・父母会 父母会は当クラブ部員の父母で組織され、チーム活動への積極的支援を目的とする。

練習及び試合時の応援・支援活動
部員に対する教養指導（礼儀作法）
遠征時の部員送迎車両の提供
定例行事（BBQ・合宿・納会等）の設営準備・運営
各種会費の徴収・会計

9・会費 入部を希望する者は入部金 1,000 円を添えて入部申込書を指導者に提出する。入部次月度より部費として月額 2,500 円、1～8 月は合宿積立金 3,000 円を合わせて毎月指定日に保護者が会計に手渡しする。

（お子様経由での受け渡しは不可）

但し、1 家庭 3 人目以降の会費は半額とする。

10・役員 当クラブに次の役員をおく。なお、役員の協議により可決、選任する。

総世話人	2 名	校庭開放	1 名
傷害保険	1 名	当番表作成	1 名
会計	1 名	会計監査	2 名
合宿・BBQ 会計	1 名	チーム T シャツ	1 名

但し、部員の父母はすべて世話人とし、当クラブ活動に対して、積極的支援及び、教養指導をお願いしている。（会則・8）

11・用具 使用する用具は、すべて軟式用とする。

当クラブの備品もありますが、個人でそろえる場合は適切な用具の選定をしますので、指導者にご相談下さい。

下記に当クラブ協力店がありますので、ご利用下さい。

太陽堂スポーツ

足立区興野 1-11-8

TEL 03-3887-5677

※帽子、試合用ユニフォーム上下は、太陽堂スポーツで購入出来ます。

- 1 2・当番 当クラブ活動においてクラブのお茶当番等を父母会により行う。
- 1 3・付則 本会則に定めのない事項は、役員でこれを定める。
- 1 4・ルール 土手斜面の昇り降り禁止（子供・大人全員階段の使用）
土手・グラウンド内、**全面禁煙（喫煙は階段を降りて土手外で吸う事）**
- 1 5・写真 部員の顔付写真をポスター、ホームページ、ブログに掲載しております。
使用不可の場合、入部時にお伝えください。
- 1 6・会費残高 イベント時（BBQ・合宿・納会等）に各ご家庭から会費を徴収します。
その際、会費に不足が出た場合、部費から賄う事。
残高がある場合、部費に積み立てる事。
不足、残高ともに、招集時で会計報告致します。

※ 入部にあたっての注意事項

- (1) 当クラブは会則1. 目的の規約にあたり、入部希望者の体格・野球センス・経験等について重要視しません。何よりお子様の野球をしたいとする強い意志と野球を好きだと思ふ熱意が重要と考えております。
従って、お子様の意志を支えていく父母の励まし、ご協力が不可欠なものとなりますことをご理解下さい。
- (2) 活動を行っていくうえで用具代・合宿費・親睦会等会費で賄えない場合の費用負担をお願いすることがありますので、ご了承下さい。
- (3) 当クラブ活動日の土曜日・日曜日・祝祭日は学校行事を除き、極力野球優先でお願いします。
- (4) **学校で自転車免許を交付されていない学年は、自転車移動の際、保護者が引率を行う事とする。**
- (5) 父母会の活動は強制とは致しませんが、協力のできる範囲でお願いします。